

ご紹介いたします。市の融資制度

問合せ 商工課
☎35-3144

市では、中小企業向け、勤労者向けの各種融資制度を設けていますが、そのうち一部の中小企業向け融資制度においては平成22年4月1日より融資利率の引き下げを実施して、さらにご利用しやすい制度となっております。

また、市内の景気低迷が長引いていることから、市の融資制度を対象に平成23年3月31日までに融資を受けた方に、借入れの日から3年以内に支払った利子を市が全額補助する利子補給や保証料に対する一部補助も行っていますので、ぜひご活用ください。

■中小企業等経営者のみなさんへ

(※借入れは市内各金融機関からとなります)

融資名	小口融資		経営安定特別資金融資	創業支援資金融資
	小規模企業融資	特別小口融資		
対象者	市内で1年以上同一事業を営む従業員20人以下(商業・サービス業を営む場合は5人以下)の会社や個人	市内で1年以上同一事業を営む従業員20人以下の会社や個人	市内で1年以上事業を営む中小企業者で、経済変動などにより経営に一定の支障を生じている会社や個人 ※最近3ヶ月間の売上額または売上総利益が前年同期比5%以上減少している方や、直近の単年度決算で欠損を生じている方。またセーフティネット1～8号の認定を受けた方	事業主の住民登録が市内にあり、1ヶ月以内に個人で、または2ヶ月以内に会社を設立して市内で新規開業するか、新規開業後1年未満の個人または設立後1年未満の会社で市内で新規開業した方
資金用途	運転資金 設備資金	運転資金 設備資金	運転資金 設備資金	運転資金 設備資金
貸付限度額	1,250万円	1,250万円	1,250万円	1,250万円
貸付利率(年利)	0.8%	1.1%	1.4%または1.7% (H22.4.1より融資利率を0.1%引き下げ)	1.6%または1.9% (H22.4.1より融資利率を0.1%引き下げ)
利子補給	借入れの日から3年以内に支払った利子を全額補給			
保証料補給	信用保証料の1/2以内を市が補給	信用保証料の1/2以内を市が補給	貸付額の1%以内を市が補給	信用保証料の1/2以内を市が補給
貸付期間	8年以内	8年以内	6カ月以内の据置を含めて8年以内	1年以内の据置を含めて7年以内

■勤労者、離職者のみなさんへ

(※借入れは東海労働金庫高山支店からとなります)

融資名	勤労者生活安定資金融資	勤労者住宅資金融資	離職者生活安定資金融資
対象者	市内に1年以上在住している20歳以上の方で、同一事業所に1年以上継続して勤務し、引き続き勤務する方	市内に在住している20歳以上の方で、同一事業所に1年以上継続して勤務し、引き続き勤務する方	市内に1年以上在住している20歳以上の方で、事業主の都合により離職し、求職活動を行っている方
資金用途	医療費、冠婚葬祭費、教育費、通勤用自家用車購入費、家屋修繕費、育児・介護休業中の生活資金など	自宅の新築、購入、増築、改築・改良に必要な住宅資金及び自宅の住宅用地取得資金	医療費、教育費、冠婚葬祭費、災害対策費、住居移転費、その他緊急に必要な生活資金など
貸付限度額	200万円	1,500万円	50万円
貸付利率(年利)	2.51%	2.36%	2.51%
利子補給	借入れの日から3年以内に支払った利子を全額補給		
	育児休業中の生活資金は償還期間内(6年以内)の利子を全額補給	-	-
保証料補給	市が全額補給	取扱金融機関が全額負担	市が全額補給
貸付期間	5年以内 育児・介護休業中は6年以内 (据置期間1年以内)	20年以内	4年以内